

成年後見制度（任意後見）

任意後見制度とは

判断能力に問題がないうちに、判断能力が不十分となったときの財産管理や施設への入所などに関する事柄を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、その人との間で任意後見契約を結んでおく制度です。

任意後見人ができること

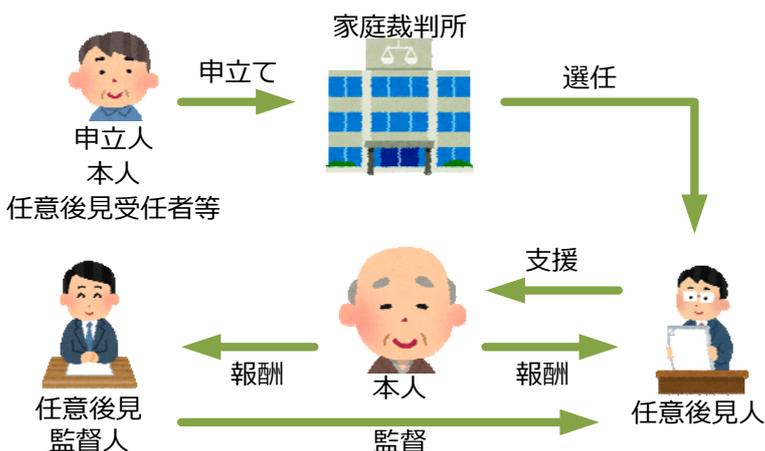
代理権

任意後見人は、任意後見契約で定められた代理権のみが与えられます。（同意権・取消権は与えられません）

任意後見契約に必要な書類と費用

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記印紙代	2,600円
添付書類	【本人の】 印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票 【任意後見受任者の】 印鑑登録証明書、住民票

任意後見制度のしくみと申立ての流れ



利用するには

本人と任意後見人の間で、公正役場で公証人が作成する公正証書による「任意後見契約」を結んでおきます。本人の判断能力が不十分になったときに、本人や任意後見人等が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。その後、任意後見監督人が選任されて、任意後見契約の効力が生じます。

報酬について

任意後見人の報酬は、本人と任意後見受任者との間で決めておきます。任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決めます。

任意後見契約に必要な書類と費用

申立書	必要事項を記入したもの
収入印紙	800円
郵便切手	約4,000円
登記印紙	1,400円
添付書類	任意後見契約公正証書の写し それ以外は法定後見と同じです

①任意後見契約の準備

任意後見人になってくれる人を探します。身近に任意後見人になってくれる人がいない場合、第三者後見人の利用もできます。また、どのようなことを後見してもらうか、内容についても確認しておきます。

②任意後見契約

公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を締結し登記します。

【ご本人の判断能力に要支援課題が生じた場合】

③任意後見監督人選任の申立て

本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立てを行います。

④任意後見監督人の選任

任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。